

鳥羽市議会改革推進特別委員会会議録

令和 4 年 3 月 1 日

○出席委員（12名）

委員長 坂倉 広子
委員 南川 則之
委員 瀬崎 伸一
委員 奥村 敦
委員 戸上 健
委員 坂倉 紀男

議長 木下 順一

副委員長 山本 哲也
委員 濱口 正久
委員 片岡 直博
委員 河村 孝
委員 浜口 一利
委員 世古 安秀

○欠席委員（1名）

委員 中世古 泉

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 岩井 太
議事総務係書記 岡村 なぎさ

次長兼
議事総務係長 木田 崇

(午後 1時00分 開会)

○坂倉広子委員長 皆さん、こんにちは。

それでは、全員協議会に引き続き、お疲れさまでございます。

ただいまから議会改革推進特別委員会を開催いたします。

これより議事に入ります。

本日ご協議いただく案件は事項書のとおりです。

小委員会において協議し、確認したことについてご協議いただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、協議事項1の(1)鳥羽市議会基本条例及び同条例運用基準の一部改正について、事務局から説明させます。

木田次長。

○木田次長兼議事総務係長 皆さん、こんにちは。

先日の2月24日に小委員会を最後、開催しまして、それまでにまとめてきたものについて、今日は協議させていただきたいと思います。

まず、先ほど委員長からお話がありました、鳥羽市議会基本条例及び、議決案件ではないんですけれども、関係ということで同条例の運用基準について、お話をさせていただきたいと思います。

1月4日から鳥羽市議会基本条例につきましては、ホームページ上、各連絡所等、パブリックコメントを実施しておって、1月末で終了しております。その内容について、まずお話をさせていただきたいと思います。

皆さんのところに、すみません、紙のもので1枚ぺらを配らせていただいております。1件だけ、意見書という形で投稿がありました。該当箇所は2ページ目の、いわゆる災害関係のことについて述べておるところで、議会は災害時においても議会機能を維持しなければならない、2次災害発生時における議会の対応に関しては、別に定めると、この2項のところ、別に定めるとということについて、一体どこに定めているのですかというふうなお問合せがありました。

一番右からでございますが、市からの回答といたしましては、ご指定の箇所については、ホームページのこの場所に、鳥羽市議会ホームページの議会基本条例議会改革IT化の一つ中の議会改革というところに、鳥羽市議会災害時行動計画、すみません、「計画計画」と書いてありますね、すみません。行動計画(平成26年12月から)ということで公開しているということと述べて、また、現在改正をして、協議しておりますので、その後はまた分かりやすいように、ホームページのほうもここに載っていますよという案内をしたいというふうなことを述べさせていただいております。

すみません、パブリックコメントは以上、1件でございました。

それで、基本条例のほうですが、1月のパブコメの前に、皆さんに一度見ていただいておりますが、そのパブリックコメントがあつて、さらに2月中に高沖先生の議員研修会がありまして、そのときに指摘されたことも踏まえて一部変更しておりますので、変更というか、高沖先生とパブコメに出す前の段階よりさらに変更のあった部分を説明させていただきたいと思います。ほかの部分に関しては以前、見ていただいておりますので省略させていただきます。

それで、資料のほう、3ページ目、第2条のほう、「議会は市民を代表する」、以前は「議決機関」ということでありましたが、高沖先生のご指摘がありまして、「議事機関」としたほうがよいということでしたので、こちらのほう「議事機関」ということで改正をしたいと思っております。

同じく3ページ、次の第4条に当たる部分で、今回新たに災害時の議会対応というふうに、当初加えるというふうにしておりましたが、「災害及び感染症まん延時等の議会対応」という形で、見出し、あと第1項と第2項の中身を変えさせていただいております。

あとは、特に当初、パブリックコメント以前と変わっておりませんので、よろしく申し上げます。

続きまして、鳥羽市議会基本条例運用基準でございます。

こちらのほうを見ていただくと、色塗りをしておるところが変更部分でございます。2の「市民への説明」のところの、(3)「積極的に議会報告会又は」という変更、あとは、条例第何条第何項というところにつきましては、先ほど条例が1条ずつ下がっておりますので、その関係で触っておる部分でございます。ですので、全部の説明はちょっと省略させていただいて、続いて一番下のほう、5の(2)のところになくなったところ、「第136条から第142条」というふうになっておりますが、以前のものが条ずれしておったこと、あと、「から第何条まで」の「まで」の前が「号」となっておりましたので、こちらのほうも正しく直させていただきたいと思っております。

その後の(3)は、議会報告会の後、「又は」になっております。

2ページ目にいきまして、6、反問権の行使でございます。反問権に関しましては、(2)のところでは反問権の中身に、どういうものかということをご明らかなにしております。つけ加えさせていただいております。

続きまして、7の(2)でございます。「条例第9条第2号イ」というのも、こちらにも新たに基本条例が変わったものに則って、変えさせていただいております。

続きまして、8のところで見出しがなかったのを「市民に対する説明責任」として、その中身を「条例第10条第2項に規定する説明責任については、本運用基準2市民への説明の第3号及び5市民の議会への参加の第3号に順じて行うものとする。」というふうに、以前の部分がちょっと分かりにくかったというか、よく分からなかったということで、直させていただいております。

あとは11のところ、右側「本運用基準3情報の公開の第3号」というふうに、ちょっと手直しをさせていただきます。

以上でございます。

どうぞ協議ください。お願いします。

○坂倉広子委員長 事務局の説明は終わりました。

このことについてご意見はございませんでしょうか。

(「委員長、小委員会の委員は皆、確認済みだと思うんですけども、それ以外」の声あり)

○坂倉広子委員長 そうでございますね。今日は皆さん全員にということでございますので、小委員会ではるるまとめてまいりました。このことを今日は結果を発表させていただいているんですけども。

戸上委員、どうぞ。

○戸上 健委員 小委員会の皆さん、本当にご苦労さまでした。あの大変な難作業をようこなしていただいたというふうに思います。前委員長としては誠に面目ないことでして、ひとつおわびかたがた、ねぎらっておきたいというふうに思います。

それで、運用基準の6、反問権の行使の(2)というのが改定されました。あくまでもこの反問の範囲というのは、そういう考えを確認するためであるということです。僕は、これでOKだというふうに思います。執行部のほうは、反問と反論を取り違えている向きもなきにしもあらずです。そして、もう議員が質問したのに反論して、これまでも僕の記憶では、あったように思います。せやもんで、これ、確定してからみんなでなるというふうに思いますけれども、執行部に対して反問するときにはこういうことなんだということで、再確認しておいていただきたいというふうに思います。

以上です。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、ないようですので、先ほどご意見をいただいたことに関しましても含めて取扱いということにご承知いただいたと思いますが、このことに関して賛成の方は起立をお願いしたいと思います。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 全員起立ということで、ありがとうございます。

それでは、そのようにいきたいと思います。

続きまして、協議事項1の(2)鳥羽市議会委員会条例の一部改正について、事務局から説明をさせます。
事務局。

○木田次長兼議事総務係長 事務局木田です。

すみません、引き続き、鳥羽市議会委員会条例ということで、変更の部分についてご説明申し上げます。

以前、第3班さんが出していた部分というのが、委員会条例では3件あったんですが、そのうち1件につきましては、すみません、事務局が改正されておるにもかかわらず、ちゃんと皆さんの冊子のほうに更新がされていなかったということで、1件は今回の改正のところから漏れさせていただいています。

「教育委員会の委員長」という言葉を、「教育委員会の教育長」というふうに直っておる部分を直していなかったということでご指摘を受けておりますので、そちらのほうは省かせていただいております。よろしくお願ひします。

それでは、第2条でございます。

第2条第2項、「行政常任委員会」の部分でございます。括弧書き、「14人」となっておった部分を予算決算常任委員会と同じように「13人。議長を除く。」というふうに改定、あと、委員の選任という部分で、第5条の部分で、第3項と第4項が、委員会が総務民生、文教産業と二つあったときのもの、関係が残っているものがありましたので、ただいま、現在は行政常任委員会一つでございますので、そちらのほうを現状に合うように削除をさせていただきたいと思います。

あと、それと、その次の第12条の2と、その裏の第19条に関しましては、いわゆるオンライン委員会というものについて、鳥羽市ではまだやってはおらんのですけれども、必要となればいつでもできるような体制をつくっておこうということで、今回提案をさせていただいております。読ませていただきます。

第12条の2、「委員長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から、又は大規模な災害が発生したこと等特別な理由により、委員会の招集場所への参集が困難と判断される実情がある場合において、議会の機能維持の観点から必要があると認めるときは、映像及び音声の配信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会（以下「オンライン委員会」という。）を開会することができる。この場合において、議事の公開の要請への配慮、委員等の本人確認及び自由な意思表明の確保等に十分配慮するものとする。」2項、「前項の規定によりオンライン委員会が開催される場合において、委員会の招集場所への参集が困難な委員は、あらかじめ委員長の許可を得て、当該招集場所以外の場所からオンラインによって当該委員会に参加することができる。」3項、「前項の規定によりオンライン委員会に参加した委員については、委員会に出席したものとみなしてこの条例の規定を適用する。」4項、「オンライン委員会における表決の方法その他必要な事項は議長が」、ここいかんですね、すみません、「委員長」ですね、すみません。「委員長が別に定める」ですね。すみません。

続きまして、第19条ですね。これ、もともとあるものでございます。第2項、「委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終るまで発言を禁止し、又は退場させること」というところがございますが、このことについて、括弧書きで「（オンライン委員会において、第12条の2第3項の規定により当該委員会にオンラインによって参加する委員にあつては、当該オンラインによる参加を中止させることをいう。）ができる。」というふうに改正するものでございます。

以上でございます。

○坂倉広子委員長 事務局の説明が終わりました。

この件についてご意見はございませんか。

戸上委員、よろしいでしょうか。

（何事か発言するものあり）

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

それでは、皆さんのご意見もいただきましたので、このように取扱いをさせていただきたいと思いますが、このことに賛成の方は起立をお願いいたします。

（起立全員）

○坂倉広子委員長 起立全員でございます。ありがとうございます。

それでは、そのようにしたいと思います。

続きまして、協議事項1の（3）鳥羽市議会会議規則の一部改正について、事務局から説明をさせます。
木田次長。

○木田次長兼議事総務係長 引き続きすみません。よろしく申し上げます。

続きまして、鳥羽市議会会議規則の一部変更についてでございます。

従前から相談しておりました第2条「欠席の届出」について及び第2条は本会議のほうでございますが、第

88条、こちらのほう委員会のことということで書いてあるんですが、同じような文言を織り込むということで、話が小委員会ですとまとまっております。

読ませていただきます。

第2条の第2項に、「議員は、休会日を含む7日以上議会活動（本会議、委員会及び議長・委員長の招集により行う活動をいう。以下この条において同じ。）ができない理由が生じたときは、医師の診断書等添付の上、長期欠席届（様式第1号）」これ、後にありますので、後ほど説明させていただきます、「を議長に届け出なければならない。」

続きまして、第3項、「前項に定める長期欠席が90日以上となった議員が再び議会活動ができるようになったときは、医師の診断書等添付の上、出席届（様式第2号）を議長に届け出なければならない。ただし、長期欠席が90日未満の場合においても、議長が必要と認めれば、出席届を議長に届け出なければならない。」

続きまして、第4項です。これまで第2項となっておった部分が第4項に移っております。この部分で上の二つが加わったことに絡みまして、「議員は」の後、変えております。「前3項の規定にかかわらず」というふうな形で変えております。

すみません、様式第1号と第2号に関しましては、それぞれ4ページ、5ページでございますので、ご覧ください。

すみません、規則について全てちょっとお話をさせていただきたいと思っておりますので、引き続き説明を差し上げます。

続きまして、第69条及び第128条、これも第69条が本会議でのことで、第128条が委員会によるものということで、「起立による表決」という部分で、変更した方がよいのではないかとということで意見がまとまっております。

第69条、従前からある部分から全部読ませていただきます。「議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の決定を宣告する。ただし、障がいその他の理由により、起立困難な場合は、別の方法によることを議長の許しを得てあらかじめ定めることができる。」第2項、「議長が前項の方法により、問題を可とする者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。」というふうに変えさせていただいております。

続いて、それぞれ69条の場合はそれに続く第75条で「簡易表決」、128条の場合は134条で「簡易表決」というのがありますので、簡易表決のところ、2、3行目に「出席議員3人以上から異議があるときは、議長は」それぞれその前の「第69条の規定」、134条の場合は「第128条の規定」により「表決をとらなければならない」というふうにさせていただいております。

あと、すみません、83条に関しましては、こちらは条ずれでございましたので、条が間違っておりましたので、その部分を訂正させていただいております。

以上でございます。

○坂倉広子委員長 事務局の説明は終わりました。

この件についてご意見を賜りたいと思いますが、ご意見いかがでしょうか。

河村副議長、どうぞ。

○河村 孝委員 次長の説明、ちょっと補足させていただきますと、先ほどから委員長と議長のところで、もうばたばたしているんであれなんですけれども、今回のその会議規則のところについては、もう皆さんご存じのように第1章で会議のところ、第2章で委員会のところを言っているんで、第1章のところに出ている会議の起立による表決、第69条だと思うんです、そのただし書は「議長の許しを得てあらかじめ定めることができる。」という、議長になっています。

その後の第128条のただし書は、これは新旧表が省略されているんですけれども、これは第2章で委員会のことを言っていますんで、「委員長の許しを得てあらかじめ定めることができる。」というところで、これはちょっと新旧表で全部が載っていないで、章立てが抜けているんで、いろいろ分かりにくいとは思いますが、会議のほうで議長によるただし書と、委員会で委員長によるただし書というふうに変更になっているというところで、ご理解ができるということです。

以上です。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

木田次長。

○木田次長兼議事総務係長 すみません、ありがとうございます。

それと、今回改正には至らなかった部分で、すみません、説明が足りておりませんので、一つ説明をさせていただきます。

こちらの資料のほうには、もちろん、改正しないということで載っておりませんが、3班さんの中で話し合われた中で、発言の取消し又は訂正についてのご意見がございました。こちらのほう、発言があった日から20日以内ということで、この20日以内のことについての確認等をしたところでございます。

議会の最終日での発言の誤りがあった場合、20日では足りんのではないかというふうなご意見がありました。通年会期制で、発言の取消しを、以前通年会期制じゃないときは会期中に発言の取消しをというふうなことになっておったのが、そのままではまずいということで、期間を決めるべきということでそれぞれが決めておるところですが、最終的には会議録作成のこともあって、一定の時間を決めなければいけないということで、20日程度という感じでなるとののかなというふうなことで、最終的に現状のままというふうなことになっております。

○坂倉広子委員長 事務局からの説明はございます、まだもう一つ、どうぞ。

木田次長。

○木田次長兼議事総務係長 申し訳ございません。あと、すみません、私がミスしておりまして、第115条のほう、「委員長の発言」について、こちらのほう、委員長が委員として発言しようとするときの事態にそぐわないということで、すみません、直したんですが、ちょっと資料を私が間違っておりまして、こちらのほうに出しておりません。すみません、この会議の途中で後ほど、その部分出してきてお話しさせていただきたいと思っておりますので、申し訳ございませんが、よろしくお願ひします。

(「止めて、ちゃんと説明したほうがいいよ、表決採るので」の声あり)

○坂倉広子委員長 表決、ございますので。

○木田次長兼議事総務係長 そうですね、じゃ、一旦ちょっと休憩というか。

○坂倉広子委員長 暫時休憩ということで。よろしくお願いします。

(午後 1時28分 休憩)

(午後 1時31分 再開)

○坂倉広子委員長 それでは、休憩前に引き続き開催いたします。

どうぞ、木田次長。

○木田次長兼議事総務係長 申し訳ございません、もう大分ぼけておりました。

第115条をご覧ください。「委員長の発言」としまして、以前は、委員長席に着くとか委員長席に復しなければならぬとか、実情にそぐわないような表現がありました。こちらのほう、第115条を全部読ませていただきます。「委員長が、委員として発言しようとするときは、副委員長の許可を得て発言し、発言が終わった後、委員長の職務に復さなければならぬ。」すみません、前回ちょっとお話しさせていただいたときに「役務」というふうに書かせていただいたんですが、「職務」と言ったほうがより正しいかと思ひまして、すみません、直させていただきますので、よろしくお願いします。「ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、委員長の職務に復することができない。」このように変えさせていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○坂倉広子委員長 説明は終わりました。

このことについてご意見はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

それでは、みなさんにご意見いただいたということとされますので、このことについて賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

それでは、そのようにしたいと思います。

続きまして、協議事項1の(4)鳥羽市議会議員政治倫理条例及び同条例施行規程の一部改正について、事務局から説明をさせます。

木田次長。

○木田次長兼議事総務係長 引き続きすみません。よろしくお願いします。

まず、鳥羽市議会議員政治倫理条例でございます。

第3条に「宣誓書の提出」というのを加えさせていただきたいと思ひます。

第3条、「議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとし、議員の任期開始の日から30日以内に、別に定める宣誓書を議長に提出しなければならない。」第2項、「議長は、前項の宣誓書を提出しない議員があるときは、その氏名を速やかに公表しなければならない。」というものでございます。

あとは、第3条が入ったことで、1条ずつ繰り下がっております。

第10条でございます。

前第9条であったところでございますが、見出し、「審査結果報告書の提出等」というところでございますが、第10条といたしまして、「審査会は、審査を終えたときは、議長に対してその審査結果と意見を記した審査結果報告書を提出するもの」というふうに変えたいと思います。この部分は、この後御説明をさせていただきます施行規程のほうでも関連してまいるところでございます。

続きまして、施行規程のほうをよろしく申し上げます。

施行規程のほうをご覧くださいますと、第2条のほうに「宣誓書」という見出しがございます。第2条、「条例第3条第1項に規定する宣誓書は、様式第1号とする。」というふうになっております。

後ろのほうです、4ページのほうをご覧ください。

様式第1号、第2条関係としまして、宣誓書「私は、市民の厳粛な信託を受けた議員としての職責を深く自覚し、その信託に応えるとともに、法令及び鳥羽市議会議員政治倫理条例を遵守し、誠実かつ公正に職務を行うことを宣誓いたします。また、同条例第4条に規定する政治倫理基準に反する事実が公然と指摘された場合は、自ら誠実な態度をもって当該事実につき釈明し、その責任を明らかにするとともに、政治倫理審査会の審査結果を受け、議会が講じる措置に誠実に対応することをここに誓います。」という内容のものでございます。

あとの部分は、条ずれによる条の繰り下がりでございますが、第10条のほうをご覧ください。2ページでございます。

見出し、「条例第10条第1項に規定する措置」ということで、第10条、「審査会は、審査の結果、条例第3条に規定する政治倫理基準に反する事実があったと認めるときは、条例第10条第1項に規定する意見において、次に掲げる事項のうちいずれの措置を講ずるべきかを述べるものとする。」ということで、1号から5号がございます。(1)文書による厳重注意、(2)議場における謝罪文の朗読、(3)議会における役職の辞任勧告、(4)議員の辞任勧告、(5)前4号に掲げるもののほか、必要と認める措置という形になってございます。

以上でございます。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

事務局からの説明は終わりました。この件についてご意見はありませんでしょうか。

瀬崎委員、どうぞ。

○瀬崎伸一委員 政治倫理条例の施行規程のほうの10条の審査会の審査の結果、条例第3条に規定するというこの第3条は多分、条ずれしとるで、第4条かな、だと思えます、ちょっと確認をしていただきたい。

(「すみません、第4条ですね」の声あり)

(「条ずれしていますね」の声あり)

○坂倉広子委員長 事務局次長、説明をお願いします。どうぞ。

○木田次長兼議事総務係長 申し訳ございません。条ずれしておりますので第4条でございます。訂正させていただきます。

○坂倉広子委員長 説明は終わりました。

ほかにご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、ご意見ないというように思われますので、このように取扱いをさせていただきたいと思えます。

それでは、このことに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。全員起立でございます。

それでは、そのようにしたいと思います。

続きまして、協議事項1の(5)鳥羽市議会の運営に関する基準の一部改正について、事務局から説明をさせます。

木田次長。

○木田次長兼議事総務係長 すみません。引き続きよろしく申し上げます。

鳥羽市議会の運営に関する基準の一部改正案ということで、出させていただいております。

変更のある部分について、まず説明をさせていただきます。

2ページ、「7日前」というところ、あと、6ページの「3日前」と一番最後のページ、9ページのもう最後のほう、「その他」の2行上です、「原則会議開催日の3日前」というところ、それぞれ「前」という後に「まで」という言葉をつけて、できる限り前ということに限らず、できるだけ早くいただけるようにというふうな形にするべきというご意見があり、変更をかけたいというふうに思っております。

続きまして、3ページ、ご覧ください。

3ページの一番上の部分でございますが、「議員提出議案は提案者が、委員会提出議案は委員長がそれぞれ全員協議会で事前に説明するものとする。」ということであるのですが、委員会提出議案につきましては、現在、常任委員会の、いわゆる行政常任委員会一つでございますので、こちらに委員長以外全員が委員となっておりますので、全員協議会、同じメンバーで説明する必要はないのではないかというご意見がございました。

ということで、ここに「ただし、議長が認める場合はその限りではない。」というふうな形にして、それを避けることができるというふうな、全員協議会で説明をしなくてもいいということができるような内容にしたいということでございます。

続きまして、5ページをご覧ください。

2. 質疑・討論の部分でございます。

「前々日」というふうになっております。以前まで「前日正午まで」ということで、質疑・討論の原則として、通告として前日正午までとなっておったのですが、運用としまして、現在、前々日というふうをお願いしておりますので、そのように変えさせていただくということ。

あと、それと丸の四つ目です、「委員会付託事件についての自己の所属する委員会の質疑は自粛するものとする。」及び、その二つ下です、「委員長報告に対し自己の所属する委員会の委員は質疑できないものとする。」というのが、先ほども言ったように委員会が一つであるということで、実際にそぐわないということで削除ということで意見をいただきまして、削除の方向で動いております。

あと、今、言いました間の部分にあります「委員会付託事件の質疑は」というところにつきまして、「大綱にとどめるものとする。」という言葉の前に、「主に市長に対し行うものとし、」という言葉をつけ加えようということでございます。

続きまして、その下の3. 共通の部分でございますが、三つ目の丸の「同じ内容の一般質問並びに質疑は重複しないよう議会運営委員会において」というふうな言葉がございますが、実際には通告した議員に確認の上、調整しておるということで、議会運営委員会においては、この部分で重複しないよう調整ということは実際しておりませんので、実際上の運用に当てはまるような形で「議会運営委員会において」という言葉を削除させていただきたいというふうに考えております。

続きまして、6ページでございます。

第2章、委員会の部分で、1. 常任委員会の二つ目の丸と三つ目の丸、「総務民生・文教産業常任委員会」というふうな言葉がございますが、こちらも「行政常任委員会」ということで一つになっておりますので、そちらの部分を変えさせていただくということをお願いしたいと思います。

7ページでございます。

すみません、6ページのところからつながっておるんですが、1. 請願の部分、請願の部分で7ページのなお書きのところから途中でございますが、読ませていただくと、「なお、議会運営委員会以降に受理した請願についてはその都度検討するが、原則としては次回の議会運営委員会後の本会議に上程するものとする。」という言葉がございますが、この前、コロナ禍での土産物組合さんのときにも対応させていただいたような形で、ただし書をつけるべきではないかということで、「ただし、議長が認める場合は、その限りではない。」とし、緊急のものはそれに限らないというふうな言葉を入れさせていただいております。

その次、7ページ下のほうでございます。

全員協議会のところでございますが、下の丸三つ目の(9)でございます。「とば市議会議会だより」編集委員会」というのがございますが、今は「広報広聴委員会」ですので、そちらのほうの言葉に直させていただきたいというふうに思います。

あと、8ページにお移りください。

人事案件のところでございます。第5章その他、2. 人事案件でございます。

一つ目の丸のところ、「議会の同意を求められるもの」というところに、本来あるべき「農業委員会委員・選挙管理委員会委員並びに同補充員」という形になっておるものが、「議会が選出・推せんするもの」の中に入っておりますので、そちらを移動させたいということでございます。

あと8ページ、一番最後です。

4. 行政視察でございます。「公務による行政視察は、原則、委員会単位で実施するものとする。」というふうに現在になっておるんですが、そこへただし書を加えて、「ただし、分科会(小委員会)等での行政視察も可とする。」というふうな形に改めたいというものでございます。

あと、その続き、5. 議会IT化の部分でございますが、二つ目の丸でございます。「本会議、委員会、その他全ての会議における執行部のパソコン、タブレット端末等の持ち込み」を可とするような内容に変えたいということで挙げさせていただいております。今までは下にありますように、「本会議を除く」というふうに

ありますように、本会議のみが認められているような書き方でございましたので、議員さん同様、本会議と委員会等各種会議においても持込みができるような形にしたいと、そういうふうな手直しでございます。

変更部分は以上でございます。

あと、すみません、3班さんからご意見いただいた部分で、一般質問の制限時間、60分を見直してはどうかというふうなご意見がございました。これにつきましては、委員さんの中でいろいろご意見があったわけなんです、60分というのを見直すにしても、3日間の一般質問の日程の中で全員の議員さんが質問をするとすると、それすらも変わってきますので、まずは議員さんの質問時間を規定している、向こうが答えるのとどいう時間の割合でいくかということですね、議員さんがあまりしゃべっていないのに執行部側がたくさんしゃべると、結局時間取られると、それがご不満のもとになっているという部分もあるのかなということがありまして、今回、ちょっと3月の議会で、議員さんの質問している時間と執行部側のしゃべっておる時間がどれぐらいの差があるのか、そういうもので調整していけるものかということをやちょっと検討していきたいということで、継続検討というふうなお話になってございます。

(「時間計ると言ったよね」の声あり)

○木田次長兼議事総務係長 はい、時間計りますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○坂倉広子委員長 事務局の説明は終わりました。この件についてご意見はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

河村副議長。

○河村 孝委員 5の議会のIT化の執行部の本会議でのタブレット及びパソコンの使用なんですけれども、これはあくまでも、小委員会の皆さんは分かっていると思います、執行部側から要請があって、答弁を補完するために使いたいというところで要請がありまして、一応委員会でもんだところ、それはいいんじゃないかというところで、この今の委員会に上げさせてもらった形です。

○坂倉広子委員長 ということでございます。

それでは、ご意見もないようですので、先ほどの取扱いにさせていただきたいと思います。

そして、このことについての賛成の方に起立をお願いしたいと思います。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 起立全員でございます。ありがとうございます。

それでは、そのようにしたいと思います。

続いて、協議事項2、鳥羽市議会の会期等に関する条例の一部改正について、事務局から説明をさせます。

事務局長。

○岩井事務局長 よろしくお願いします。

小委員会、大変長い議論等していただいております。

この、ただいま私から説明する会期等に関する条例については、事務局案という形で、お聞きしていただければと思います。

グーグルドライブが入っているかと思いますので、よろしくお願いします。

会期等に関する条例第2条に、法第102条の2第6項というのがあります。これ、地方自治法に定められている通年議会の場合、定例日を定めなければならないという、定期的に会議を開く日を定めなければならないというたってありますので、右側の原稿（1）、省略されていますが5月15日、（2）（3）（4）（5）、6、9、12、3月の定例日は、鳥羽市の場合、一般質問の日を3日間というふうに指定してございます、現在のところ。これでいくと、なかなか日程等を組むのに難しい場合が出てきます。

それで、ここに実は議長の特例が記載していないものですから、左側の改正案をご覧ください。（1）5月15日、これはもう指定でやる日という形で毎年決めたいんですが、（2）6月の第2火曜日並びにこれに続く水曜日及び木曜日、3日間という話です。9月、12月、3月については、第1火曜日並びにこれに続く水曜日及び木曜日という形で、日を決めるのではなくて火曜日から、火、水、木と一般質問の日に持っていく、金曜日には順番でいくと質疑という形で充てたいというのが事務局案になります。

2項に「前項の規定にかかわらず、議長は、付議する議案等の都合その他特別な事情により必要があると認めるときは、同項の規定による定例日を変更することができる。」という形で追記をさせていただいていますので、ご確認ください。

ドライブのほうに、令和4年度の議会スケジュール案というのをこの形で直させていただいたスケジュールを提示させていただいておりますので、ご確認ください。

これをすることによって、実は3月にいつも小中学校の卒業式というものがございました。条例には議長のあれがなかったんですが、ずらさせてはいただいていますので、今回、こういうような議長の特例があると、ずらしやすいような形になるかと思っておりますので、ぜひご承認いただければと思います。

以上となります。

○坂倉広子委員長 事務局長の説明は終わりました。

この件についてご意見はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

それでは、意見も出尽くしたと思われまので、このような取扱いにしたいと思います。

このことについて賛成の方は起立をお願いいたします。

（起立全員）

○坂倉広子委員長 起立全員であります。ありがとうございます。

それでは、そのようにしたいと思います。

続いて、その他についてですが、議員の除名について、事務局から説明をさせます。

事務局長。

○岩井事務局長 条例改正案、ご検討ありがとうございました。

続きまして、その他ということで、今日、ちょっとご本人さんいないんですが、以前議員さん数名から、除名について少し検討してもらいたいという話がありましたので、最後のほうに弁護士等の話も出てきますし、裁判所等々の判例がございましたので、細かくは言いませんが、ざっとした説明だけさせていただきます。

議員の除名についてということで、懲罰の種類及びその手続ということで、地方自治法134条及び135条にその除名等、懲罰のことが書いてあります。その中に除名ということは135条の4に出てまいります。ただ、懲罰等々にすると、当該通知を公共団体の議会の議員の3分の2以上の出席及び4分の3以上の同意と、すごく厳しいことが書いてあります。

続きまして、その下に鳥羽市議会会議規則第6章の懲罰というところがございます。157条から162条までうたわれています。懲罰の動議は文書をもって所定数の発議者が連署して議長に提出しなければならない等々が記載してございます。それから、その下にいきます。もし、懲罰等があった場合、不服等があったら、知事及び裁判所に不服を申し立てて、どちらがおうとったかという形、審決を採っていただくという形が全国的に、弁護士さんから事例をいただいたんですが、それを少し記載させていただきました。

1番です。一般質問における事実に基づかない発言のほか、本会議の遅刻や配慮、品位を欠く言動を重ねて本会議を無視、混乱させたとして、市会議員を除名処分を議会でしました。平成28年9月です。それで、それを不服ということで知事に、自治紛争処理委員会というのを知事が開いて、この妥当性がどうかという判断していただいたところ、この先ほども申し上げました遅刻、配慮、品位を欠くのは、除名は、議会の裁量権の範囲を超えまたは乱用したもので違反であるとして、除名処分を取り消す審決を行っております。

裏面を見てください。

2番目です。本会議場における不適切な発言に関する懲罰ということで、令和2年11月に最高裁の大法廷で判例が出ております。出席停止及び議員報酬の減額支払いの懲罰を課した件について、最高裁の判決が下のように出ております。ざっといくと、やり過ぎですよと、住民の付託を受けた議員としての責務を十分に果たすことができなくなるから、それはちょっと駄目ですよという形で、最高裁の大法廷で出ています。

3番目です。本議会における陳謝文の朗読を行わなかったという懲罰の事由での除名処分、平成25年7月です、名古屋の高裁で出ております。

続きまして4番目です。自らの政治的主張を追求するために、臨時議長の職権を濫用して、非民主的かつへんびな議事運営を行った行為に対する除名処分ということで、令和2年12月に札幌の高裁で出ております。このときについては、裁量権を逸脱または濫用したものであるとは言えないということで、ここでは除名処分になったという形となっております。

次に、弁護士相談をしてまいりました。月1回、市役所のほうに楠井弁護士事務所がまいて、各課が相談する日がありますので、そこでちょっと相談してまいりました。

令和4年2月16日に楠井法律事務所の西澤弁護士に、中世古泉議員に対するこれまでの議会の対応等を説明した後、議会として除名処分を実施した場合における法的な相談を行ってまいりました。

相談結果とすると、今、述べさせていただいた判例等もございますが、議会として除名処分は、対応は行わないほうが良いということをご指示いただきました。理由とすると、固定資産税の未納や無断欠席など、議員の資質に関するようなことで、除名といった懲罰はふさわしくない、市民から直接選挙で選ばれ、4年間の付託を受けた議員を議員自身による除名を行う場合は、慎重に対処しなければならない。長時間に及ぶ会議の停止や選挙など、会議の進行等に重大な迷惑を及ぼした場合等に行うべきものであると考えるという形で、弁護士のほうからは、こういうような相談内容となりましたので、ご報告させていただきます。

以上となります。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

事務局の説明は終わりました。この件についてのご質問はございませんでしょうか。

南川委員、どうぞ。

○南川則之委員 この話はそれなんですけれども、一つ中世古議員の話で、今日も行政常任委員会、欠席と委員長が言われたんですけれども、本人から事務局に今日は欠席しますという報告はなくて、議会の事務局から、来ないので確認したということまでという話も私、朝、聞きました。そういった数々の一連の、中世古議員がこの議会に対して前向きな議会活動をしていないというところは、やっぱりただしていきべきではないかなと少し思いました。この除名というところに立ち入らなくても、やっぱり議員は市民のため、一生懸命やっていくというところが一番大切ではないかということで、その辺はちょっと、みんなでもた確認をしていただきたいなと思います。

以上です。

○坂倉広子委員長 ご意見ありがとうございます。

ほかにございませんか。

戸上委員、どうぞ。

○戸上 健委員 僕も何回も言うとするもんで言いたくないんやけど、事務局とそちらのほうで調べていただいて、除名というのは難しい、僕も除名を主張しておりましたもんで、除名というのは難しいというかふさわしくないということは、これは僕も理解できました。仕方ないかなというふうに思います。思いますけれども、辞職勧告決議を全会一致でして、にもかかわらず、それをもう馬耳東風と何ら言うことを聞かんと。言うこと聞かんどころか、今日また本会議、大事なこの3月予算議会、これをもう冒頭から欠席しとるとということに対して、辞職勧告決議を、言うこと聞かんとからということで、もうそのまま、なし崩し的に、議会としとるとというのは、僕は異論あります。

ですから、先ほど、この小委員会から提出された地方自治法の懲罰の項目の中に、一定期間の出席停止というのがあります。除名はまだちょっと難しいけれども、一定期間の出席停止、もう来年の3月31日まで出て来んとええぞ、出席停止にすると。この出席停止にすると、長期病欠議員の報酬をカットというのがあります。これは病気その他の理由で、長期欠席した場合ということですので、これを該当させれば議員報酬もカットできるということになりますので、私は、ぜひこれは議運かどこかで、正副議長と改革の委員長というところで、ぜひ一遍、検討していただきたいというふうに思います。

○坂倉広子委員長 河村副議長。

○河村 孝委員 戸上委員のおっしゃった出席停止のところ、小委員会でもちょっと議題になりまして、この前の高沖先生の研修会でも高沖先生の法解釈を説明してみえましたが、それが裏面の、局長が作ってくれた資料の2の件なんです。その判例が令和2年11月の最高裁の大法廷の判例なんですけれども、これが出席停止及び議員報酬の減額支払いの懲罰を課したと。それで、これは最高裁の大法廷が、それはやり過ぎですというのを初めて出したんです、この令和2年の11月に。それは微妙な判断で、令和2年11月までの過去の判例は、そこは議会の自治権の範囲内であると、だから法廷での議論は望ましくないというところで、もと

もとそれは法廷では争われるものではないという法的解釈であったものが、その令和2年に今までの判例をひっくり返して、最高裁の大法廷が令和2年11月に、出席停止は法廷で争うことも、それはもう仕方ないですよというところを、初めて今までの判例を覆したんです。しかも、減額支払い、要するに出席停止に伴って、議員報酬が減額されるというところが、そこまでは議会さんやり過ぎですという判例になりまして、局長が法律事務所の弁護士さんと相談したときも、その辺の話も含めて、だから除名と一緒に扱いぐらいのスタンスで臨まないと、一定期間の出席停止というのはなかなかハードルもそれが高くなってしまったと。

局長の説明の中にはなかったんですけども、こういったケースの場合、中世古議員のケースの場合で除名した場合は、損害賠償請求をされても仕方がないということは覚悟してくださいということは、局長言われてきておるんです。

なので、その辺は、当然法廷闘争に行く前に三重県知事に申し立てて、先ほどあった群馬県の例ですか、知事の審決を仰ぐというところが先になるんでしょうけれども、当然その後の損害賠償請求まで背負わなくてはならない、しかも弁護士の費用、訴訟費用がかかるというところも、それは市議会としてそういう判断を下すときは、その覚悟を持ってやらなくてはならないというところで、非常にハードルが高くなってしまった、出席停止のところについてもですね。なので、出席停止も同じく、議員辞職勧告と一緒にですね、出席停止勧告ならできるのかも分からないですけども、出席停止というところで議会にそれだけの権限があるかというのと、微妙になってしまったというのが、今の法律の運用になっています。

(「分かりました」の声あり)

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

それでは、この件についてはこれで終わりにしたいと思います。

ご協議いただく案件は以上……

(「委員長、1件だけ」の声あり)

失礼いたしました。

河村副議長。

○河村 孝委員 すみません、ちょっと飛んでしまったんでもう少し。

小委員会の皆さんはもう理解していただいているんですけども、1の(1)の基本条例のところ、3ページの「災害及び感染症まん延時等の議会対応」というところの4条と2項と、この辺で「別に定める」というところで、今までの災害時行動計画にまん延防止が加わりますよというところで、その辺の内容について、災害時行動計画が今どうなっているのかというところの説明が事務局からなかったんで、局長、もう少し補足説明を、この間小委員会でもらった説明を皆さんにさせていただけたらなと思うんですけども。

○坂倉広子委員長 事務局長。

○岩井事務局長 これ、議会だけではなくて、各課、この災害の対策、BCPという業務継続計画というのが各課定められていました。過去の話、もう今、随時変更しているんですが。それにコロナが出てきたもんですから、このまん延防止等についても、先月、各課の対応についてという形で作成して、今それをもんでいるところですので、まだこれは決定まではいっていませんが、同じような災害及びまん延防止等についても同じように、議会についても各課についても対応していくという形で今、取り組んでいるところです。もうしばらく

してから出てくるかと思しますので、お待ち願えればと思います。

○坂倉広子委員長 河村副議長。

○河村 孝委員 今回、そういう事情で、災害時の行動計画を触りますよという説明が事務局からなかったんですけども、議決案件ではないんで、とりあえず議決案件を含むものを、今日は皆さんに大委員会でお認めいただいたということになると思います。局長の説明のあったとおり、感染症のまん延防止を含めた災害時行動計画というのが新たにもまれてきますので、新年度あたりですか、この3月議会終わってからか、その辺あたりのタイミングで、もまれ次第また内容が出てくると思いますので、またそのときには皆さんにお知らせする形になるのかなというふうに思います。

以上です。

○坂倉広子委員長 ご意見ありがとうございます。

それでは、この件についてはこれで終わりにしたいと思います。

ご協議いただく案件は以上です。

本日、お認めいただいたもののうち、議会の議決を必要とする条例、規則等につきましては、3月24日、本会議において、議会改革推進特別委員会提出議案として、提出者を私、坂倉広子として発議いたしますので、よろしくをお願いします。

ご協議いただく案件は以上です。

これをもちまして議会改革推進特別委員会を終わります。

どうもありがとうございました。

(午後 2時11分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和4年3月1日

議会改革推進特別委員長 坂 倉 広 子